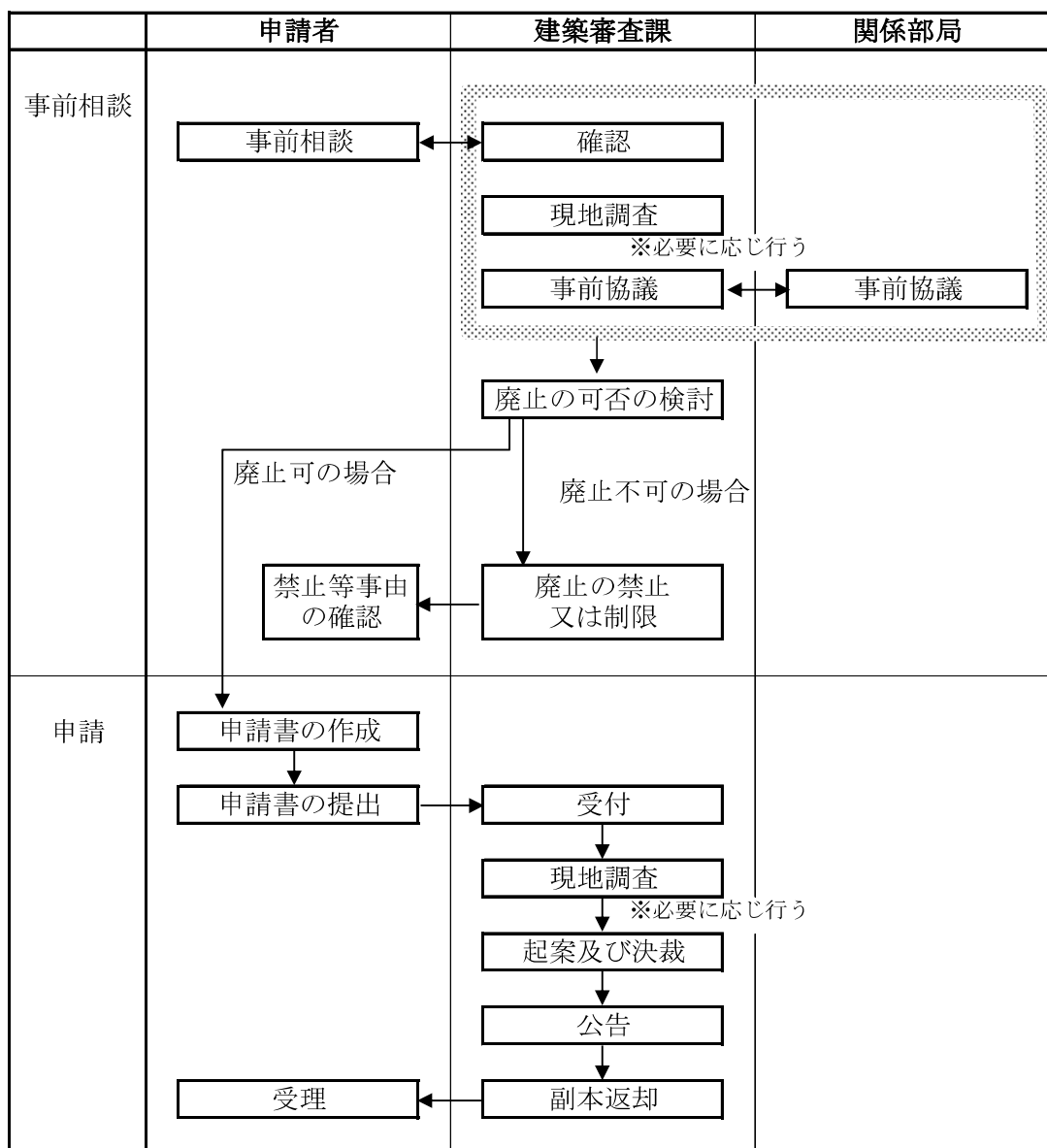


## 私道の変更及び廃止の手引き

建築基準法第42条第1項第3号若しくは第5号、第2項若しくは第3項又は法附則第5項の規定による私道を変更又は廃止しようとする者は、私道の変更（廃止）申請書を提出しなければならない。（市施行細則第16条）

その道路を変更又は廃止することにより、接する敷地が接道義務違反となる場合には、特定行政庁は、その私道の廃止を禁止し、又は制限することができる。（法第45条第1項）

### (1) 事務処理フロー



## (2) 事前相談

廃止を考えている通路の場所が分かる地図、現地の写真、字図等を準備し、事前に私道の変更及び廃止が可能か相談を行う。

## (3) 申請書の提出（市施行細則第16条）

### ①申請図書

<提出書図書（正副各1通）>

○市施行細則第16条第1項本文に該当する場合

- イ. 私道変更（廃止）申請書[市施行細則第9号様式]
- ロ. 付近見取図
- ハ. 「私道の敷地等」の地籍図（建築基準法施行規則第9条参照）
- ニ. 「私道の敷地等」に権利を有する者（建物、工作物を含む）の承諾書  
[市施行細則第8号様式]
- ホ. 承諾者の印鑑証明（発行後3ヶ月以内のものに限る）
- ヘ. 「私道の敷地等」の土地、建物の登記事項証明書及び公図（原本及び写し）
- ト. その他市長が必要と認める図書
- チ. 現況写真

○市施行細則第16条第2項に該当する場合

都市計画法による開発行為や土地区画整理事業等の区域内の私道を変更（廃止）する場合、許可等を受けたことを証する書類を添付することにより上記ニ、ホを省略することができる。

②手数料（5万円）の納付（※5号道路のみ）

## 私道変更（廃止）申請書 添付図書一覧

部 数：正副各 1 部

手数料：50,000円（北九州市手数料条例別表第75の2号）※1項3号及び2項道路は手数料不要

図 面：サイズ指定なし（縮小図面とする場合は、縮小後の縮尺を併記）

No	項 目	様式	備 考
1	私道変更（廃止）申請書	指定	申請者の記名 申請者以外が手続きを代理する場合は委任状（又はその写し）
2	付近見取図		住宅地図等に廃止を受けようとする道路（区域）を着色したもの
3	地積図		現況図等（道路の幅員と長さ、既存建物の形状及び隣接敷地の 接道状況を記載） ※測量士又は土地家屋調査士の記名
4	公図（原本及び写し）		複写したものに廃止を受けようとする道路の範囲を明記 ※土地家屋調査士の署名又は記名押印
5	写真		廃止を受けようとする道路の端部及び途中の形態がわかるもの
6	全部事項証明書		廃止を受けようとする道路及び隣接する土地・建築物
7	承諾書	指定	廃止を受けようとする道路及び隣接する土地・建築物の権利者 （抵当権設定者を含む）
8	印鑑（登録）証明書		承諾書の対象者全て （官公庁及び部分廃止対象外道路に隣接する権利者は除く）
9	その他		権利者が官公庁の場合は協議先の部署及び担当者名を記した議事録

※1：公図、全部事項証明書及び印鑑（登録）証明書等の書類は発行後三ヶ月以内のもの

※2：承諾書については、条件によって不要となる場合があるので、市担当課と協議すること

※3：印鑑（登録）証明書の住所が全部事項証明書と一致しない場合については、住民票・除票等（法人の場合は履歴事項全部証明書等）で経過を確認できる資料を添付

※4：相続登記がなされていない場合については、相続関係図及び戸籍謄本等の確認ができる書類を添付のうえ、相続対象者全員（法定相続人）からの承諾書を添付

※5：廃止を受けようとする道路とは、原則廃止に係る指定路線全てを示す

※6：私道変更（廃止）通知書以外は、写しでも可

## 私道変更（廃止）申請書

建築基準法第42条第 項第 号  
付 則 第 5 項の規定による私道を変更（廃止）したいので、  
申請します。

この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

年 月 日

北九州市長 様

申請者氏名

1 申請者住所氏名					
2 代理人住所氏名					
3 私道の位置	北九州市 区				
4 指定年月日	年 月 日 第 号				
5 廃止の理由					
6 道 路 の 概 要	(1)図面の符号	(2)道路の幅員	(3)道路の長さ	(4) 関係土地の地番	
		m	m		
7 その他必要事項					
※ 受 付 欄	※ 調 査 欄			※ 決 裁 欄	
				令和 年 月 日 第 号	

(注意) 1 ※印のある欄は、記入しないこと。

